

KC's活動報告(2008年2月11~4/10)

○理事会 2月26日第6回常任理事会、3月25日第6回理事会を開催。

検討委員会の案件と対応、会員状況、2007年度予算執行状況、2008年度事業計画案、KC'sビジョン提案とアクションプラン、2008年度総会と記念シンポジウム企画、個人賛助会員の会費変更、事業者セミナー、消費者団体制度の動向、その他の啓発事業などについて報告、審議、確認をしました。

- ・2月20日京都府、2月28日京都市と相談情報の提供についての懇談会をKC's・京都消費契約ネットワークと合同で行った。
- ・3月26日、貸金業者のニューファイナンス株に、消費者契約法41条書面(訴訟予告)を送付しました。

○検討委員会 2月18日、3月6日、18日、4月1日開催。

検討案件・検討グループの進行状況を中心に検討・確認しました。現在12検討グループが活動しています。適格消費者団体として、国民生活センターへPIO-NET情報の提供申請、ならびに近畿の府県等にも消費者相談情報の提供申請を行っています。また消費者から提供された事案や2008年度の「110番活動」の検討を行いました。

○その他(学習・啓発事業など)

- ・3月10日、内閣府主催「消費者団体訴訟制度意見交換ミーティング」開催。黒木検討委員長が活動報告し、パネリストとして参加しました。
- ・3月12日、「サイエンスカフェ消費者活動を通じた品質問題・食品偽装事件の撲滅」(ACAP、日本学術振興会人社プロジェクト研究事業:主催)が開催。(パネリストに黒木検討委員長、KC'sは後援)
- ・3月13日、コープこうべ主催で連続講座「知って安心!くらしの学習会」が開催。(講師:西島事務局長)

○適格消費者団体の動き

- ・2月29日、ひょうご消費者ネットが適格消費者団体の認定申請を行った。
- ・3月18日、消費者ネットおかやまがKC's検討委員会を傍聴し、意見交換を行った。
- ・3月22日、京都消費者契約ネットワーク(KCCN)が適格消費者団体の認定記念セミナーを開催し、3月25日に消費者団体訴訟の第一号として、(株)長栄に定額補修分担金

条項の使用差止請求をした。

- ※3月4日、「特定商取引法」・「景品表示法」への消費者団体訴訟制度導入を内容とする「消費者契約法改正案」が閣議決定され、国会に提出された。
- ※3月15日、「新しい消費者行政を実現する連絡会」設立記念総会・シンポジウムが開催された。

ご案内・お知らせ

◇大阪府消費者フェア2008開催

- ・期間: 5月16日~23日 (18日の日曜は除く)
- ・テーマ: 「来て見て感じて!! なにわの消費者パワー」※KC'sはパネル参加
- ・場所: 大阪府消費生活センター(天満橋OMMビル1階)

◇事業者の消費者対応評価に関するシンポジウム(仮称)

- ・日時: 5月29日(木) 13:30~16:30
- ・場所: 大阪市総合生涯学習センター第1研修室(JR大阪駅前第2ビル5階)
- ・内容: 公正な市場を作るための活動の一つとして2007年に取り組んだ「企業の消費者対応評価アンケート調査」とともに、参加事業者をパネラーとした意見交換会。傍聴者も交えた意見交換を予定しています。
- ・対象者: 事業者の消費者対応窓口担当者、ほか
- ・定員: 50名
- ・参加費: 検討中(詳細は、HP参照)

◇2008年度通常総会・記念シンポジウム

- ・日時: 2008年6月28日(土) 13:00~16:30
- ・場所: 大阪市中央区、マイドームおおさか
- ・内容: <I部>2008年度通常総会 <II部>記念シンポジウム(14:00~)

・参加費: 無料

※会員への議案書送付は5月下旬の予定です。

問合せ・連絡先

消費者支援機構関西(KC'sケーシーズ)事務局
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp
ホームページ: http://www.kc-s.or.jp/

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

発行所 KC's事務局

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730
OMMビル1階大阪府消費生活センター内 eメール: info@kc-s.or.jp

No.14
2008.4.15

消費者団体訴訟制度による差止め請求訴訟を提起

2007年6月から「消費者団体訴訟制度」がスタートし、私たちKC'sは2007年8月にこの制度を担う適格消費者団体として認定を受けました。私たちは、この制度を消費者が安心して生活できる社会を実現するために活用していくと考え、これまで不当な勧誘行為や不当な条項の是正を求める活動に取り組んできました。

2008年4月8日、KC'sとして初めて、この制度を活用した差止め請求訴訟を京都地方裁判所に提起しました。消費者との間の金銭消費貸借契約において、借主である消費者が、最終弁済期日前に完済する場合、元金・期限までの利息に加え、弁済する残元金の3パーセントを早期完済違約金として支払わなければならないとする条項を使用しないよう貸金業者であるニューファイナンス株式会社(本社:滋賀県大津市)に求めました。実質的には、貸付利率や早期完済の時期によって利息制限法や出資法にも違反する高利を消費者に負担させる契約条項ですので、消費者の利益を一方的に害する契約条項であって、消費者契約法10条により無効と判断されるものです。

また、同社の早期完済違約金条項は、個別訴訟において既に当該条項を無効とする確定判決が存在します。同社は、KC'sからの申入れ(裁判外の差止め請求)に対しても一切回答をされず、今後も当該条項を消費者との契約において継続して使用されるおそれが高いことは明らかです。

したがって、KC'sは、消費者契約法12条3項に基づき、早期完済違約金条項を内容とする金銭消費貸借契約の締結行為の差止め及び同行為の予防措



訴状提出後の記者発表

置を請求したものです。

私たちは、引き続き不当な勧誘行為や不当な契約条項の是正を求める活動を推進し、今後も消費者団体訴訟制度を活用し、消費者被害の未然防止・拡大防止や消費者の権利を具体的に実現していく諸活動に積極的に取り組んでいきたいと思います。

●第2回「消費者セミナー」を開催しました。

2月15日に、大阪府消費者団体活動事業の助成を受けて、消費者71名が参加する中で、3部構成で開催しました。1部は、「人はなぜだまされるのか? - 消費者の心理とその防止 -」をテーマに、社会心理学者の西田公昭氏(静岡県立大学)に基調講演を行っていただきました。2部は、アド★コンセプト(消費者問題啓発劇団)による、笑いもたっぷりの事例コント。3部は、参加者自らが体験する事例研究(高齢者・訪問販売編、若者・マルチ商法編)という、少し欲張りな構成でしたが、参加型のセミナーで盛り上がった3時間半でした。

※参加者アンケート「消費者被害防止のために今後、あなたやあなたの関係する組織が地域でぜひ実現したいことをお教えてください」から抜粋

- ・地元の相談員との懇談会、おしゃべり会。
- ・悪質な訪問販売おことわりシールを貼ることを広めています。学校の同窓会の総会のイベントに消費生活センターから来てもらって消費者被害の講演をしてもらっています。
- ・高齢者、若年層向けに分かりやすく「消費者被害に遭わない」ための啓発活動(コントなどで)。若年層には学校教育の場、高齢者には老人クラブなどで何度も機会をとらえて啓発を。
- ・大学生がきっかけやすい被害、社会に出る前に気をつけておきたい。被害についての学習会や、劇、機関紙等での啓発活動をしたいです。
- ・高齢者の場合は地域包括支援センター自体をその気に

させて、能動的なポジションとして認識してもらいう。

- ・行政とも連携して被害にあわないように知っておく（知識を広める）ことも大切。KC'sの方にきていただきセミナーなど開催したらよいと思う。
- ・様々な被害があるので、わかりやすく気楽にまず集まって学習していただけることが大切かな。具体的な事例もあると思うので、それぞれの失敗を学びに変えていける様な集まりをもつ。
- ⇒上記も参考にし、みんなの地域や学園、職場でやってみませんか…。



●シンポジウム「安心して利用したい！ネットオークション」を開催しました。

3月8日、参加者50名の中、ますます盛んになっているインターネットオークション、見えない相手との取引のため、多くのトラブルが発生しています。その実態を知り、悪質なオークション参加者による被害の防止方法について、消費者とオークション主催者双方の立場から考える場として開催しました。

今回のシンポジウムは、K-8検討グループが主体となって企画したものです。KC'sに提供された情報を2006年7月頃から事案検討するなかで、事業者に差止を申し入れるという方法でなく、「インターネットオークションにおけるトラブルの防止と消費者保護」という提言に昨

年末まとめ、これをもとに取り組みました。

当日の参加者はネットオークションの経験が少ないのでないかということで、消費者問題啓発劇団の“アド★コン座”からトラブル事例をコントでわかりやすく紹介いただき、提言について、検討グループから報告しました。

続いて「インターネットオークションにおける消費者被害を防ぐために」をテーマにパネルディスカッションにうつり、消費者トラブルや被害発生の原因から、サイト運営者の責任や環境整備（情報開



示や代金決済制度備など）を考え、消費者の立場から安心して利用できるネットオークションについて話し合われました。

※参加者アンケート「消費者被害防止のために何が必要か？」から抜粋…

- ・（ネットオークション主催者には）競売人として責任ある機能が必要で、本来なら事業者が担うべきであるし、このことを規制する法整備が急務だと思う。

- ・消費者被害は報告されたように薄く広く発生しており事件化しにくい現状がわかった。事前規制から事後救済へ政府の方針が変わっている中、事件を掘り起こし事業者に誠実な対応をせざるを得ない状況を作り出す必要があると思う。

- ・最重要なのは消費者志向だと思う。高校などでこうした情報に触れる機会を設けてほしい。

最近の相談事例から

(財)関西消費者協会
相談グループ長 白崎 夕起子

若者にとって、春は、新しい学生生活や社会人生活が始まる季節です。一人暮らしを始める若者も増える時期です。今まで経験したことのないような契約をする機会が増えますが、悪質商法に狙われる機会にも遭遇することになります。若者をターゲットにした特徴的な商法と言えば、街で呼び止め店舗等に連れて行きエステティックサービスなどを販売する「キャッチセールス」、携帯に電話をかけ店舗等に呼び出してアクセサリーなどを販売する「アポイントメントセールス」があげられやすいですが、一人暮らしの若者を狙った「訪問販売」によるトラブルも目立っています。販売される商品は浄水器や布団で、点検商法などの手口が使われます。

◇訪問販売の事例では

昨年11月に、大阪府は他府県と合同で「水道の点検に来ました」「布団のクリーニングをさせてください」などといって訪問する販売目的隠匿、「水道水は体に悪い薬品が混じっている」「ダニやカビがはえている、こんな布団を使っていると病気になる」などと説明する不実告知、長時間勧誘を繰り返して強引に契約を取り付ける迷惑勧誘、消費者の知識や経験不足に乗じた勧説を行うなど、特定商取引法に違反し不適正な取引行為を行った事業者に対して、行政処分を行いました。

◇知識を実生活に活かして

今の若者には、消費者教育や消費者啓発などで、契約やクーリング・オフについての知識を身につける機会があったはずですが、実生活に生かされていないのが残念です。若者を食い物にする悪質業者は許せませんが、若者にも、簡単に騙されない、騙されてもあきらめずに解決しようという強い意志を持ってほしいと思います。

* * * *

今年3月、訪問販売規制、クレジット規制などを強化するため、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。過量販売・過剰与信による被害防止の効果が大いに發揮されることを期待したいものです。

団体紹介 NPO法人コンシューマーズ京都



NPO法人コンシューマーズ京都は1972年7月、京都消費者団体連絡協議会として設立され、物価、食の安全、環境問題など、消費者の暮らしに関わるときどきの問題をとりあげてきましたが、2003年10月には「消費者保護」「環境の保全」という二つの領域で活動するNPO法人として京都府から認証され、団体会員、個人会員で構成される消費者団体として活動をすすめてきました。

消費者契約法に関する課題については、一時は消費者契約法の適格団体になることも視野にいましたが、消費者支援機構関西、京都消費者契約ネットワークがそれぞれ適格団体として認められるなかで、専門性の高い適格団体としての役割は両者におまかせし、コンシューマーズ京都としては消費者の意識啓発や教育などの役割を担っていくことにしました。

2007年度はひとりひとりの消費者力をたかめることをめざし「消費者力パワーアップセミナー」を開講しました。このセミナーは、日本消費者協会「第4回消費生活能力検定試験」受験対策講座としての位置づけのもとに、受講者には「契約・悪質商法」「衣生活」「食生活」「住生活」「サービス」「生活経済」「環境」の講義を聞き、さらに「模擬試験と解説」まで継続的に学習してもらい、その成果を「検定試験」で確かめてもらうというものでした。

京都市内会場のほかに福知山市会場も設け、

それ毎回30名前後が受講され、最終的な「検定試験」はのべ45名に受験していただきました。今回のとりくみについては反省点をあげればいろいろありますが、NPO法人の消費者団体が企画運営する講座の持ち方ということについて学ぶことが多い、こんごのとりくみの足がかりが出来たと評価することができます。

「消費者力パワーアップセミナー」は2008年度においてもひきつづきコンシューマーズ京都がすすめる消費者教育啓発事業のなかのコア事業になる予定ですが、特筆すべきことは京都市の消費者行政担当部局との協議を通じて京都市とコンシューマーズ京都のパートナーシップ型事業として展開されることです。これにより受講者がより幅広いものになることが見込まれます。

京都市では3月25日、「定額補修分担金特約」をめぐって京都市消費者契約ネットワークが原告となる訴訟が提起されました。消費者契約法の上で適格団体が行った提訴としてははじめてのものです。コンシューマーズ京都とともに、この訴訟を通じて消費者の権利が確立していくように、京都市消費者契約ネットワークとの連携を強めながら、消費者団体らしくとりくみの輪をひろげていきたいと思っています。

お問い合わせ

NPO法人コンシューマーズ京都

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル西側
ヒロセビル5F
TEL:075-251-1001 FAX:075-251-1003
<http://hc2.seikyou.ne.jp/home/syodanren/>